日本共産党 市議団だより 14年２月号

伊藤いく子議員 ☎21－5759　角谷敏男議員 ☎26－3012　田中文子議員 ☎84－3023
〒680-0842 鳥取市尚徳町116　☎ 0857－20－3335（直通）

ホームページ：
日本共産党鳥取市議団
http：//d.jcp-torishigidan.net/
伊藤いく子議員（鳥取で子育てまっしぐら）
http：//i.jcp-torishigidan.net/
ブログ・角谷敏男議員（角さんの飛脚便）
http：//k.jcp-torishigidan.net/
田 中 文 子議員（お茶なと飲みなはれ）
http：//t.jcp-torishigidan.net/

伊藤議員

角谷議員

田中議員

市民のみなさん　こんにちは。日本共産党鳥取議会議員団です。昨年12月定例議会の質問と議案対する態度を報告いたします。

一般質問では、伊藤いく子議員が子ども・子育て支援制度と市庁舎整備、田中文子議員が地域審議会とまちづくり協議会、角谷敏男議員が市政運営の基本理念、国保料引き下げなどの国保運営とごみ政策について、それぞれ質問に立ちました。また、提案された議案や請願など対し、議員団の態度を討論で明らかにしました。その一部と概要を裏面も含め掲載しました。ぜひ、お読みいただき、ご感想・ご意見をお寄せください。　**（ウラ面に一般質問を掲載しています）**

市議会

住民投票を否定する新築移転の市庁舎整備案
作業中止をもとめる請願を否決

12月定例議会で、市がすすめる市庁舎整備の全体構想の素案に基づく関連業務を今年４月の市長選挙終了まで、作業中止を求める請願が審議されました。

審議した特別委員会では、請願に反対する委員は「市が提案する案を粛々と議論し、前に進めてほしい」「この請願は市長の執行権を侵害するもの」と、市当局の新築移転案を容認する発言でした。

「住民投票に瑕疵がなく、有効」としているのに
新築移転の推進を主張するのはおかしい

一昨年12月に特別委員会が住民投票で提示された２号案（現本庁舎の耐震改修及び一部増築案）がそのままでは実現不可能」と結論づけたことについて、市民団体が昨年２月に提出した陳情で『提示されたことへの市民への謝罪、責任をとること、市庁舎の新築移転の実現を取り計らうこと』を求めました。これに対し、特別委員会は「住民投票自体及びその内容に瑕疵（かし）はなく有効である」とし、陳情を全会一致で不採択にしています。

ところが、請願の反対討論に立った寺坂議員が「（市庁舎の）全体構想の取りまとめにあたっては広く市民に情報提供をおこなうとともに、寄せられた意見などを踏まえながら推進を図る必要があります」と述べたように、新築移転をすすめる議員は、「有効」とした審議結果とは全く逆の態度で、説明がつきません。

市民の選択は　まず新築移転をやめてほしい

賛成討論した**角谷敏男議員**は、「いまでも市庁舎整備を議員の個々の意見があっても仕方ないというなら、市民の疑問・疑念、批判に正面から答えた態度と説明責任が求められること、市が示した４つの案を議会で議論すべきだというのは住民投票の結果から逸脱する、市民の選択はさまざまな思いをもって新築移転はまずやめてほしい、市長と議長が行うことは市庁舎の機能の検討を市民の意見を聞きながら、執行すること」であり、「その先頭に立つのが市長の政治的責任であり、議会はそれをチェックする役割を果たすこと」と、あらためて強く主張し、請願への賛同をよびかけました。しかし、請願は、本会議の採決では賛成13名の少数で否決されました。

公共料金に消費税増税を加える条例改正案などの議案
市民生活と景気回復に逆行するもの !!

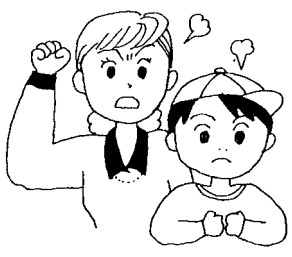

消費税増税が今年４月から予定されています。12月議会で、水道料金などの公共料金に増税分の上乗せをする条例改正案が出されました。また、公務員の人件費削減が提案されました。

市議団を代表して**伊藤いく子議員**が反対討論に立ち、市民団体がおこなった暮らしに関するアンケートの結果を紹介し、「市民の要望として国保・介護保険料引き下げ、年金引き上げ、消費税増税中止が寄せられている。消費税は低所得者ほど負担が重く逆進性のある税金であり、使用料と利用料の改正は市民生活に負担をもたらすもの」と指摘しました。人件費削減は、「これは消費を抑制して景気回復と地方分権に逆行するものだ」と批判しました。

介護保険の要支援切り捨てを認める意見書に反対

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書が、12月議会で可決されました。

政府は介護保険の要支援者へのサービスを市町村に移行しようとしています。その内容は、介護保険による要支援者１・２への訪問介護、ホームヘルプと通所介護・デイサービスの打ち切り、市町村に丸投げされても財政面・人員面で十分な受け皿づくりができない、支援事業が全額市町村負担となり、事業の廃止・縮小、利用料の増加などの可能性があります。そのため、多くの自治体や介護事業者・団体から批判の声が上がっています。

要支援者外しは重症化と負担増、サービス廃止も

反対討論に立った**田中文子議員**は、要支援者の実態と声を紹介しながら、「要支援者を介護保険からはずせば、重症化が進み、かえって給付費が増えることになる。消費税増税や利用者負担増をしながら、他方で要支援者へのサービス廃止は、利用者の納得を得られないと」指摘しました。

また、意見書案を提案した公明党の議員は、賛成討論で「急激な変化は現場の大きな混乱が生じないように、十分な配慮した取り組みを求める」と述べても、支援事業の移行が「介護サービスの改善になる」とは、言いませんでした。

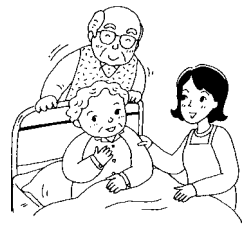

（ウラ面もお読みください。）

12月議会　日本共産党の一般質問を紹介します。

日本共産党

角谷敏男（かくたにとしお）議員

高い国保料は引き下げを
基金を活用し市民の願いに応えよ！

国は、国保事業は社会保障ではなく、保険制度で相互扶助であるとしています。**角谷敏男議員**は、60歳の一人暮らしでアパート住まいの市民を紹介しました。年金が月額10万５千円、アパート代が３万５千円、国保料年間約２万円で国の軽減措置をうけた金額です。生活保護基準ぎりぎりです。**角谷議員**は、「所得が低い、生活支援のない中で、相互扶助を押し付け、保険料だけで運営していいのか。積み立てている基金を使って、（世帯当たり）平均１万円の引き下げが出来ないのか」と求めました。

市長は、「26年度は国の法定減免の対象拡大があり、保険料引き下げの効果は出てくる。新たに市の基金を使った国保料の引き下げは難しい」と答弁。

角谷議員は「市民団体がおこなったアンケートの要望項目では、国保料・介護保険料の負担軽減がトップである。市民の声を反映させて、国保料引き下げを国保運営協議会に諮るべきではないかと考えるがどうか」とただしました。

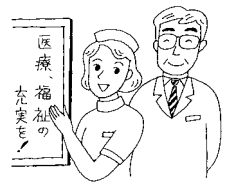

市長は、「国保の運協に図るということではなく、国保の状況を説明して判断していただくことが適切」と、市民の強い要望に背を向けました。

田中文子（たなかふみ）議員

住民の要望を十分議論できる
地域審議会に！

合併協定で旧町村につくられた地域審議会の設置期間が平成27年３月31日までとなっています。**田中文子議員**は、引き続き市民と行政の協働による新市域の振興と、新市の一体的な発展を推進するために、地域審議会の役割を検証する必要があるとして、市長の諮問中心から地域の課題、例えば保護者とともに学校問題の協議など、地域の要望を十分議論する質を高める域審議会にしていくように市長に求めました。

これに対し市長は「事務局の素案(たたき台)を提示しているが、こうあるべきだというところまで申し上げられないが、もう少し従来以上に幅広い権能をもって検討していただく、意見を出していく組織がいいのではと考えている」と答えました。

多様な意見が反映する人数に増員を

さらに、**田中議員**は「いま人数は12、３人だが、自治会やまちづくり協議会の代表だけでなく、より多様な住民意見を反映させるために公募委員を半分ぐらいにして、審議会の活性化をしてはどうか」と提案しました。

担当部長は「人数や選考方法、公募委員の割合については、各地域審議会の意見を伺いながら検討したい」との答弁でした。

また、費用弁償の「日額５千円は高い」と市民から声が挙がっているので、交通費程度にするように提案しました。

伊藤いく子（いとう）議員

子ども・子育て支援新制度
の実施は延期を

2012年８月に子ども・子育て支援関連３法が成立し、2015年4月から、３法に基づく子ども・子育て支援新制度が導入される予定です。それにより、現在の保育制度は大きく変わります。

伊藤いく子議員は、新制度の問題点として①保育の必要性や必要量の認定によって、保育所入所の手続きが煩雑になる。②施設の種類で認可・認定の基準が違い、格差や不公平が生じる。③市町村に保育の実施義務を課した児童福祉法24条１項は認定こども園には適用外。④教育をおこなうのは幼稚園と認定こども園としており、養護と教育を一体としている保育所保育を否定するものであることを指摘し、その認識をただしました。

担当局長は、「現在の制度と異なる部分もあり、本市の保育行政にも大きく影響してくるものと認識している。豊かな人間性を育む保育を実現させるため、今後も市としての責任を果たし、子どもたちの保育に格差が生じないように努めていく」と答えました。

さらに**伊藤議員**は、「国は新制度の中身を出してこないなかで、自治体には2015年４月実施に向けて準備をさせている。事業計画を立てるにも十分な時間が必要だが、その余裕がない。国や県に対し、新制度の実施の延期を求めるべきだ」と追及しました。市長は「国のこれからの準備がどう進んでいくのかを判断し、他の市町村とも連携を取りながら考えるべきだと認識している」と答えるにとどめました。

「空き家等の適正な管理条例」の制定　本会議で賛否が逆転
態度変える議員・会派は市民に説明責任を果たせ！

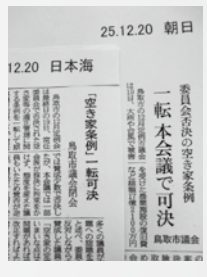
25.12.20 朝日
12.20 日本海
委員会否決の空き家条例
一転 本会議で可決
鳥取市議会
「空き家条例」一転可決
鳥取市議会所管

12月議会で、「鳥取市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について」は、賛成多数で可決されました。16日、審議した建設水道委員会では否決されたのに、３日後の本会議で一転して賛成多数で可決となりました。どうしてこんなことが起きたのでしょうか。

委員会での各会派の態度（委員長を除く）は、賛成が「新」２名、反対が会派「結」１名、「清和会」２名、公明党１名、共産党１名の５名でした。委員である角谷議員をはじめ多くの議員から条例の問題点や不十分な点の指摘があり、また当局の答弁の曖昧さも加わって、採決は賛成少数となりました。

ところが本会議の採決では、委員会終了後に当局の説明を聞いて賛成にまわったり、会派で一致した態度ではなかったこともあり、賛否が逆転しました。

翌日の新聞の報道で、公明党の議員が述べたコメントの掲載がありました。「条文などの審議の時間が足りないと思い反対したが、市の執行部から今後の委員会で修正をかけたいと言う話があり、賛成した」（毎日新聞）とのことです。

しかし、委員会と本会議で態度に変える場合、審議をした議員又はその会派の代表が討論に立って、釈明し市民に理由を明らかにするべきです。また、委員会で反対した議員が所属する会派では、他の議員は全員賛成の態度でした。会派は基本的な政策が一致した議員の集まりです。意見が割れた会派が討論に立てば、市民にはその会派の議論の対立点や態度変更の理由などを知ることができます。それが市民の代表として説明責任を果たす会派の議論と態度ではないでしょうか。